土 浦 市 消 防 本 部
新庁舎整備基本計画

土 浦 市 消 防 本 部

目　　次

１　基本計画策定の趣旨　－－－－－－－－－－－１

１－１　基本計画の位置づけ

１－２　基本構想の反映「土浦市消防本部新庁舎整備基本構想」より
（１）土浦市消防本部の現状と課題
（２）新庁舎建設の基本的考え方
（３）新庁舎に必要な機能

２　整備に係わる基本要件　－－－－－－－－－－－９

２－１　整備計画
基本方針
（１）　Ｓ：災害に強く持続可能な庁舎
（２）　Ａ：市民に開かれた庁舎
（３）　Ｆ：人と地球にやさしい庁舎
（４）　Ｅ：機能的経済的な庁舎

２－２　組織体系

２－３　法規制

３　基本計画　－－－－－－－－－－－19

３－１　建設予定地
（１）位置
（２）建設予定地と周辺環境
（３）敷地概要

３－２　配置計画
（１）敷地ゾーニング
（２）庁舎ゾーニング

３－３　構成施設配置

３－４　各室の計画

（１）庁舎棟（消防本部・消防署）
　（ア）消防本部
　（イ）消防署
　（ウ）共有部
（２）庁舎棟（車庫）
（３）訓練塔
（４）市民訓練施設
（５）防災備蓄倉庫
（６）消防操法訓練場
（７）来庁者用駐車場・駐輪場
（８）ヘリコプター離発着場
（９）その他の施設
（10）一般事項

１　基本計画策定の趣旨

１－１基本計画の位置づけ

土浦市では、市民の安全と安心を確保する消防本部庁舎を新たに整備するため、「土浦市消防本部新庁舎整備基本構想 ― これからの「土浦消防」―」（平成２４年２月策定。以下「基本構想」という。）を策定しました。

この基本計画は、基本構想に基づき施設整備に必要な諸条件の整理を行おうとするものであります。

消防本部新庁舎建設年次計画	
平成２１年度	内部検討委員会設置
平成２２年度	内部検討委員会結果報告
平成２３年度	土浦市消防本部新庁舎建設検討委員会設置（外部検討委員会） 基本計画策定に向けた検討
平成２４年度	土浦市消防本部新庁舎建設検討委員会提言 基本計画策定・用地選定
平成２５年度	基本設計・実施設計
平成２６年度	本体工事着工
平成２７年度	竣工

１－２基本構想の反映「土浦市消防本部新庁舎整備基本構想」より

（１）土浦市消防本部の現状と課題

（ア） 庁舎に関する現状と課題

消防庁舎は、あらゆる災害に対して最後の砦となるために、耐震性だけでなく風水害にも強くなければならない。

現庁舎は、**耐震性が確保されておらず、破損、故障、不具合が相次いで発生している。**また、敷地については、現在地は消防拠点として市内の中心市街地に隣接しているものの、**面積は今日の消防庁舎を整備するには狭あいである。**

このほか、消防団や他の機関と合同して行う総合訓練などを行う場所と施設の確保、現代の高度情報化に対応しさらに書類を管理するための書庫や倉庫の確保、各種**講習を開催するための講堂や会議室の確保が必要であるが、整備されていない。**

（イ）人に関する現状と課題

消防本部へ来庁する人は、多くの人が車を利用しているが、消防本部の来客用駐車スペースが狭いこと、加えて**駐車場から庁舎までの動線が不便な状態になっており**、ノーマライゼーションとユニバーサルデザインの観点から課題がある。

また、消防署に勤務する職員は、業務上、**衛生面や感染症に対する安全が確保されることが必要であるが**、現状では充分な対策が無く、**汚染された服や身体を洗浄する施設や感染症対策を考えた仮眠室の整備等、環境の整備が必要である。**

（ウ） 組織に関する現状と課題

昭和２５年の常備消防部発足以来、火災、救助、救急、さらには予防と消防業務も時代とともに大きく変化してきた。

大量退職期を間近に迎え、**ベテラン職員から若手職員への知識と技術の伝承が大きな課題であり、強固なチームワークの育成や、**ベテラン職員が培った**知識と技術を伝えるための訓練施設の整備**が必要である。

また、**消防広域化により**市町村から離れて消防業務を行うことや、通信指令業務を県内統一することも検討されているが、ともに災害防御活動に当たる**市と消防団と消防署の三者間の連携**が懸念されており、今後、適切に取り組むことが大切である。

（エ） 庁舎移転と建て替えの必要性

現庁舎の持っている沢山の課題を「庁舎に関する現状と課題」、「人に関する現状と課題」、「組織に関する現状と課題」の面から検討したが、現在地で現庁舎を**改修することによって対応することは極めて困難**であり、**新たな敷地に新庁舎を建設することが効果的**と判断される。

（オ） 消防活動拠点施設のあり方

a 災害活動拠点

消防は、火災・地震その他の災害に対し常にその持っている能力を傾注して災害防御活動に当たり、市民の生命と財産を守ることを本分としている。この全能力を発揮するため、人員と車両等資機材の**効率的運用と統制のとれた災害活動**が欠かせない。

また、十分にその機能を発揮するためには、インフラ等が破壊された事態にあっても災害活動拠点として機能することが求められる。**活動を維持するため、非常食等の備蓄、インフラを補完する施設や設備を備えなければならない**。

消防本部は、あらゆる災害に対して**活動の中心的役割を果たす災害活動拠点**として機能することによって、市民からの負託に応えなければならない。

b 訓練活動拠点

消防は、その持っている知識と技術によって資機材を運用し、災害から市民を守ることが使命である。

今日、消防車両等の資機材は目覚ましく発達してきたが、**操作する人間が確かな知識と技術**によって運用しなければ、力を発揮することはできない。発揮するためには、それらを操る人間の知識と技術を磨かなければならない。

そのために、火災防御の基本である放水、**はしご車操作訓練のための高層の訓練塔、救助技術を練磨するための訓練施設、**複数の車両が同時に連携して活動できる敷地等、**消防車両等を運用するための訓練場所と施設**を確保しなければならない。

また、土浦市消防職団員のみならず、**近隣市町村や緊急援助隊そして自衛隊などの他の防災機関の協力、**防災ヘリやドクターヘリとの連携など、**予め訓練を実施**してその動きを検証するためにも**広い敷地と訓練施設の整備**が必要である。

c 市民啓発拠点

あらかじめ市民に防災知識や非常時の行動について啓発しておくことが、**結果的に最大の防災対策**になる。

消防本部が誰でも**気軽に受講できる環境を整備し、定期的に火災予防や救急などの講習会**を開催することにより、市民の防災知識と技術が向上して災害に対して強いまちと人を育てることが、安心と安全のまちづくりには欠かせない。また、併せてＰＲコーナーを設置し、来庁した市民が、参考となる災害情報や消防用設備等を展示してわかりやすく説明されていれば、より有効な啓発方法となるであろう。

d 情報発信拠点

災害時、正しい情報を収集して活動部隊や付近の住民に適切に情報を提供しないことが、被害を増大し大惨事になりやすいことは、過去の事例を見ても明らかである。

このためには、防災機関が正しい情報を収集し、防災無線等を利用して正確な情報をいち早く伝えることが最も肝心である。その役割を果たす機関は、一番早く情報を覚知し活動する消防機関が、その一翼を担わなければならない

（２）新庁舎建設の基本的考え方

【基本方針】　　“安全（ＳＡＦＥ）”

Ｓ；災害に強く持続可能な庁舎（Sustainable）
Ａ；市民に開かれた庁舎　　（Available）
Ｆ；人と地球にやさしい庁舎　（Friendly）
Ｅ；機能的経済的な庁舎　　（Efficient）

（ア）Ｓ：災害に強く持続可能な庁舎

・災害に強い庁舎・・・・・・地震や台風などの自然災害に強い庁舎
・持続可能な庁舎・・・・・・電気やガス、水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる庁舎

（イ）Ａ：市民に開かれた庁舎

・来庁者にやさしい庁舎・・・公共交通機関のアクセスやユニバーサルデザイン、駐車場と駐輪場を整備する
・親しみやすい庁舎・・・・・訪れた市民がわかりやすい庁舎配置
・頼れる庁舎・・・・・・・・被災した市民に必要な非常用物品の備蓄

（ウ）Ｆ：人と地球にやさしい庁舎

・人にやさしい庁舎・・・・・訪れる人と働く人の双方にやさしい庁舎
・地球にやさしい庁舎・・・・太陽光、雨水等の自然エネルギーの利用と活用

（エ）Ｅ：機能的経済的な庁舎

・機能的な庁舎・・・・・・・適切な庁舎配置により、出動動線の最適化を図る
・経済的な庁舎・・・・・・・省エネルギー設計により維持管理コストの低減を図る

（３）新庁舎に必要な機能

（ア） 災害活動拠点機能

a　災害作戦本部

大規模地震、台風、水害等の自然災害や複雑多様化する特殊災害に迅速・的確に対応するため**作戦本部室**を設置するとともに、市の**災害対策本部と連携**して適切に活動できるシステムを整備する。

b　消防車庫

消防車庫は、消防本部と土浦消防署が有する消防車両（資料７）をすべて収容できるものであり、はしご車等の大型車の出動に支障がない**広い幹線道路**に面し、前面には車両点検や洗車をするための空地を設ける。車庫内は、消防車両が地震等の揺れでぶつかることがない**離隔距離**を取り、また将来の**車両増にも対応できるスペース**を確保する。

c　出動体制

迅速な消防活動を行うため、消防車両の出動に際して、**外来者の車両と交差しない動線**を確保するとともに、庁舎内においても、出動する**消防隊員と来庁者の動線を分離**する。また、隊員が素早く出動態勢をとれるように事務所等の配置に留意し、**出動準備室や救急・救助資機材格納庫**等の付帯施設を最適な位置に設ける。

d　広域応援

大規模広域災害が発生した場合、**緊急援助隊等**が迅速・的確・効率的に活動が行えるように、**ヘリポート**や必要な施設・設備を整備して広域応援体制を整える。

e　災害備蓄

東日本大震災等の経験を踏まえて、**消防活動能力を維持するため非常用の自家給油所、井戸、燃料、食料、その他を備蓄**する。さらに、隣接市町村や緊急援助隊等の援助を受け入れるための待機場所や駐車場等の用地と設備についても考慮しなければならない。

（イ） 訓練活動拠点機能

a　消防ポンプ操法訓練

消防職・団員が消防用機械器具の取扱い及び操作の基本の習得を図るため、消防操法の基準（昭和４７年消防庁告示第２号）に基づいた**消防ポンプ車操法ができる訓練場**を整備する。

b　救助技術訓練

消防職員の救助技術の練磨を図るため、**各種救助訓練ができる訓練塔（主塔、副塔）とプール等の施設**を整備し、複雑多様化する災害に対する救助隊の活動能力の強化と災害現場における二次災害の発生防止を図る。

c　救急訓練

救急隊員の知識と技術の向上を図るため、救急資機材の取扱い訓練のみならず、交通事故等の各種災害時における**救急隊と救助隊・消防隊間の連携訓練が行える訓練場と施設**を整備し救命率の向上を図る。

d　総合訓練

大規模災害や特殊災害が発生した場合、**消防本部と消防団その他の防災関係機関と一体となった災害防御活動**が不可欠である。発生した災害の被害を最小限度に止めるためには、各関係機関の調和のとれた連携活動が最重要であり、この**連携活動をスムーズにするために総合訓練場**を整備し、定期的な合同訓練を行う必要がある。

e　その他

隊員の体力強化を図るため**トレーニング室**を整備する。また、各種訓練場と施設の整備にあたっては、**訓練場相互の共用とヘリポートや臨時駐車場としての活用**を図り、敷地の効率的運用を図る。

（ウ）　市民啓発拠点機能

a　講堂

平常時は、**市民啓発施設として研修会や各種講習会**を行うことができる機能（可動間仕切り、スクリーン、放送設備など）を有し、**非常時には消防活動拠点として活用できるバックアップ機能**を有する多目的講堂を整備する。

b　体験型訓練施設

各種研修や体験学習等において、**消火器や屋内消火栓を用いた初期消火訓練や煙の中での避難訓練**などができる体験型訓練施設を整備する。

c　防災展示コーナー

各種消防統計や広報資機材、消防用設備等を展示し、市民の防災知識の向上と消防用設備等の取扱いの普及啓発を図る。

d　その他

講習会等に来庁した市民のために、操法訓練場等を臨時駐車場として利用し便宜を図る。

（エ）　情報発信拠点機能

a　情報収集

高所カメラを設置し災害情報の正確な把握に努めるとともに、大災害時には**防災ヘリ搭載のヘリカメラ画像**等を利用できるシステムを構築し災害情報の収集を図る。

b　情報発信

災害発生時に、**防災関係機関との間の専用線**を活用して確実な情報発信を行うとともに、市民に対しては**消防車両による巡回広報や防災無線等**を利用して適切に正確な情報を提供する。また、普段からインターネットやケーブルテレビ、新聞などの**広報メディアと協力**して市民に防災情報等を発信し啓発活動に努める。

c　その他

茨城県の進めるデジタル無線の共同整備と統一指令センターの共同運用の動向を注視し、市民に対して消防サービスの低下を招かないように注意する。また、統一指令センターがダウンした場合のバックアップ体制についても考慮しておく。

（オ）　その他

a　安全性

大地震や台風などのいかなる自然災害にも耐えられる安全性を確保する。

b　省エネ性能

太陽光などの**自然エネルギーの活用と各種省エネルギー機材を導入**し、環境保護や経済的合理性に優れた庁舎とする。

c　バックアップ機能

消防活動をバックアップするため、**空気ボンベ充てん施設、救急消毒室、ホース洗浄乾燥設備**、車両整備場その他を整備する。

d　その他

消防本部として機能するために、**事務所や書庫等を整備**するとともに、消防署員が日常的に使用する仮眠室等にあっては、**プライバシーや衛生面に留意**する。

２　整備に係わる基本要件

２－１　整備計画

基本方針　　“安全（ＳＡＦＥ）”

Ｓ；災害に強く持続可能な庁舎（Sustainable）
Ａ；市民に開かれた庁舎　　（Available）
Ｆ；人と地球にやさしい庁舎　（Friendly）
Ｅ；機能的経済的な庁舎　　（Efficient）

（１）Ｓ：災害に強く持続可能な庁舎

・災害に強い庁舎・・・・・・地震や台風などの自然災害に強い庁舎

耐震性・・・　震災時、庁舎の構造体のみならず、建物内部の壁や什器等の被害を最小限にとどめ、消防活動拠点機能をどのような場合にでも維持、継続できる構造として免震構造の採用を検討する。

構　造	工法	メリット	デメリット
耐　震	建物の構造が地震に耐えるような強度に造られており，地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造	・現在の建物は耐震構造で設計されているため免震又は制震構造と比べるとコストは安い ・維持管理が容易で維持コストは安い	・地震の度に耐震強度が低下することがあり得る ・壁の破損や什器の転倒が多いため二次災害は避けられない
免　震	建物と地盤との間に免震層を造り、地震の揺れを免震装置で吸収し，建物上部への地震エネルギーの伝わりを抑えることで，建物に直接伝えないようにした構造	・揺れの強さを1/3～1/5軽減できる ・壁の破損や什器の転倒が少ないため二次災害も避けられる	・耐震構造と比べ5%～10%割高 ・定期点検等の維持コストが高くなる ・基礎を強固にする必要がある ・軟弱地盤などでは免震装置の設置が困難な場合がある
制　震	建物の内部に制震装置を組み込み、エネルギーを吸収する構造	・免震構造と比べると割安 ・建物内の揺れを軽減することができるため，二次災害も軽減できる ・耐震部分の負担を軽減できるため耐震を上回る性能が得られる	・耐震構造と比べると割高 ・壁の破損や什器の転倒を軽減するが，免震ほどの効果は期待できない

耐水性・・・　浸水等により消防活動拠点としての機能が損なわれない位置、構造、設備配置とする。

・持続可能な庁舎・・・・・・電気やガス、水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる庁舎

電気・・・　発電機、太陽光発電、蓄電池施設の設置により電源を確保し通信機器等及び災害活動に滞りが生じない設備とする。

ガス・・・　ＬＰガス等を使用し、常時容量を確保し、インフラ停止等においても使用できる設備とする。

水　・・・　受水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽 100t、耐震性貯水槽 40t、非常用井戸、雨水槽の設置により飲料水及び生活用水、消防車両積載用水の確保をする。

燃料・・・　自家給油所の整備により、緊急車両等、発電機の燃料を確保する。

※　外部からの供給が断たれた場合でも７日間の設備、装備運用が可能な施設を目指す。

自家給油施設は、普段の給油ばかりでなく、大震災などにより燃料の確保が困難になったとき、消防車両の活動を支えることができる。

停電に備えた自家発電設備、洪水危険のある場所では、設備の水没を回避するため、２階以上に設置されることが望ましい。

車庫等を活用することで消防資機材等を備蓄することができる。消防機関では災害に備えて、一定の資器材を保持しておくことが必要である。

非常参集した職員の仮眠スペースとして、会議室等を予め仮眠室に転用できる様、パーテーションを設置する。

（２） Ａ：市民に開かれた庁舎

・来庁者にやさしい庁舎・・・公共交通機関のアクセスやユニバーサルデザイン、駐車場と駐輪場を整備する

ユニバーサルデザイン　通路、階段、トイレ、エレベーター等にユニバーサルデザインを採用し来庁者にやさしい庁舎を目指す。

外来者用駐車場　身障者用駐車スペース及び来庁者駐車場を確保し災害出場時の動線を配慮した進入経路、設置位置とする。

・親しみやすい庁舎・・・・・訪れた市民がわかりやすい庁舎配置

庁舎レイアウト　来庁者がスムーズに目的の部署に導かれるような部屋の配置とする。

案内板・掲示板　必要な情報が来庁者に伝わる案内板、掲示板を設置する。

・頼れる庁舎・・・・・・・・被災した市民に必要な非常用物品の備蓄

災害備蓄倉庫　十分な災害備蓄倉庫の配置、災害時の支援物資の受け渡し及び保管がスムーズにできる施設配置とする。

様々な来庁者を想定し、オストメイト対応型トイレやエレベーターの設置は必須となる。	庁舎内は採光を多用し、来庁者の訪れる場所は配色も柔らかく、室内が確認できる様にする。

（３） Ｆ：人と地球にやさしい庁舎

・人にやさしい庁舎・・・・・訪れる人と働く人の双方にやさしい庁舎

来庁する市民と勤務する職員がともに使用する施設としてのデザイン、職員の生活空間としてのプライバシーの確保、感染防止を考慮に入れた設計。

・地球にやさしい庁舎・・・・太陽光、雨水等の自然エネルギーの利用と活用

太陽光発電、雨水を積極的に利用する中水システム、自然換気を促す室内レイアウト等による積極的な自然エネルギーの利活用を図る。

感染防止を防ぐための救急消毒室や、出動内容を確認するための出動準備室など、良好な消防サービスを提供するための施設整備が必要である。

消防職員のプライバシーを確保するため仮眠室は個室化が求められる。また、女性職員の当直勤務のため女性用仮眠室や関連設備の整備が必要である。

太陽光発電を活用することは、維持管理コストを低減や、災害発生時の電力確保などが期待できる。

（４） Ｅ：機能的経済的な庁舎

・機能的な庁舎・・・・・・・適切な庁舎配置により、出動動線の最適化を図る

動線の区別化　　災害出動時車両動線、庁舎内出場隊員動線と来庁者車両・歩行動線の区別化を図る。

・経済的な庁舎・・・・・・・省エネルギー設計により維持管理コストの低減を図る

構造　　熱遮断ガラス、屋上、壁断熱の採用等、構造自体の省エネルギー設計を図る。

空調　　省エネルギー型エアコン等の採用、自然換気の有効利用を考慮した設計を図る。

照明　　ＬＥＤ照明、個別スイッチ、人感センサー付照明を採用、また自然光を積極的に取り入れた設計により維持管理コストの低減を図る。

 庁舎の熱遮断性能を高めるため、熱遮断ガラスの多様や写真の様な屋上緑化等の方法が挙げられる。	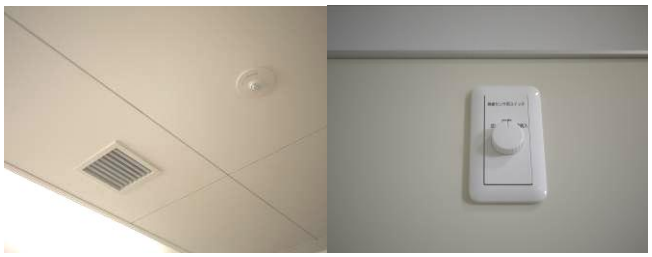 人感センサー付器具の採用による省エネルギー化を図る。

２－２　組織体系

新消防庁舎は、消防活動拠点として機能するもので、消防本部と土浦消防署からなる。

組織体系に基づいた、適切な施設構成が必要となる。

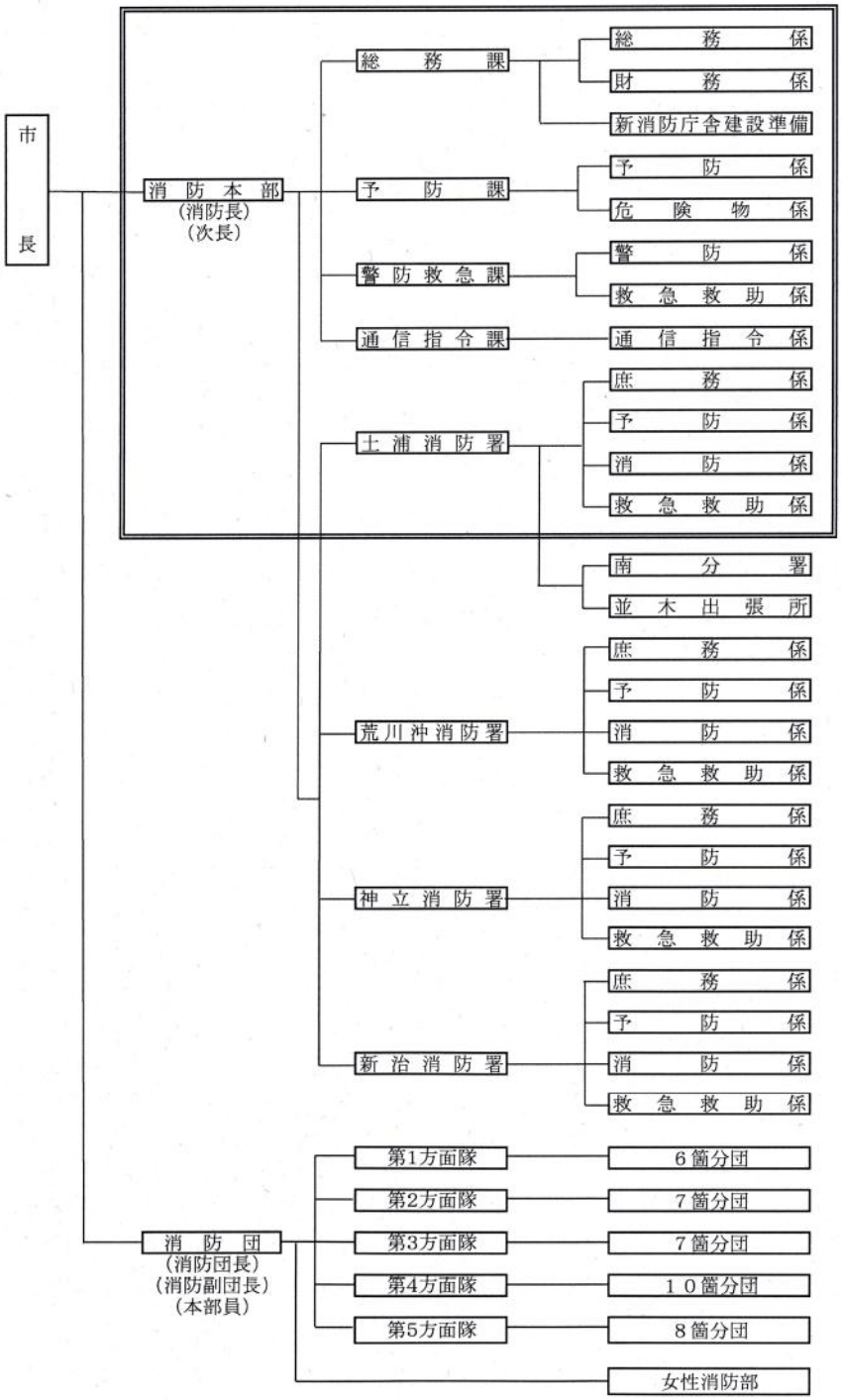

２－３　法規制

建築基準法を始めとする関係法令のうち、特に留意すべき事項は次のとおりとします。

適用法令

・地方自治法（昭和 22 年　法律第 67 号）
・災害対策基本法（昭和 36 年　法律第 223 号）
・都市計画法（昭和 43 年　法律第 100 号）
・建築基準法（昭和 25 年　法律第 201 号）
・消防法（昭和 23 年　法律第 86 号）
・下水道法（昭和 33 年　法律第 79 号）
・水道法（昭和 32 年　法律第 177 号）
・水質汚濁防止法（昭和 45 年　法律第 138 号）
・大気汚染防止法（昭和 43 年　法律第 97 号）
・騒音規制法（昭和 43 年　法律第 98 号）
・振動規制法（昭和 51 年　法律第 64 号）
・健康増進法（平成 14 年　法律第 103 号）
・労働安全衛生法（昭和 47 年　法律第 57 号）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年　法律第 20 号）
・建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（昭和 12 年　法律第 104 号）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年　法律第 48 号）
・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年　法律第 49 号）
・地球温暖化対策の促進に関する法律（平成 10 年　法律第 117 号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年　法律第 137 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年　法律第 91 号）
・高圧ガス保安法（昭和 26 年　法律第 204 号）
・電波法（昭和 25 年　法律第 131 号）
・建設業法（昭和 24 年　法律第 100 号）
・電気事業法（昭和 39 年　法律第 170 号）
・電気通信事業法（昭和 59 年　法律第 86 号）
・国法による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年　法律第 100 号）
・航空法（昭和 27 年　法律第 231 号）
・景観法（平成 16 年　法律第 110 号）
・屋外広告物法（昭和 24 年　法律第 189 号）
・各種の建築関係資格法

適用条例、規則、制度等

・茨城県建築基準条例
・茨城県屋外広告物条例
・茨城県環境基本条例
・茨城県人にやさしいまちづくり条例
・茨城県地球環境保全行動条例
・茨城県屋外広告物条例施行規則
・土浦市環境基本条例
・土浦市文化財保護条例
・土浦市水道事業給水条例
・土浦市下水道条例
・土浦市個人情報保護条例
・土浦市情報公開条例
・都市計画法に基づく開発行為等に関する要綱
・土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例
・土浦市危険物規制規則
・土浦市建築基準法施行規則
・土浦市市火災予防条例

上記以外で事業に関係する法令、要綱、基準、制度等についても順守すること。

３　基本計画

３－１　建設予定地

（１）位置　　土浦市田中町

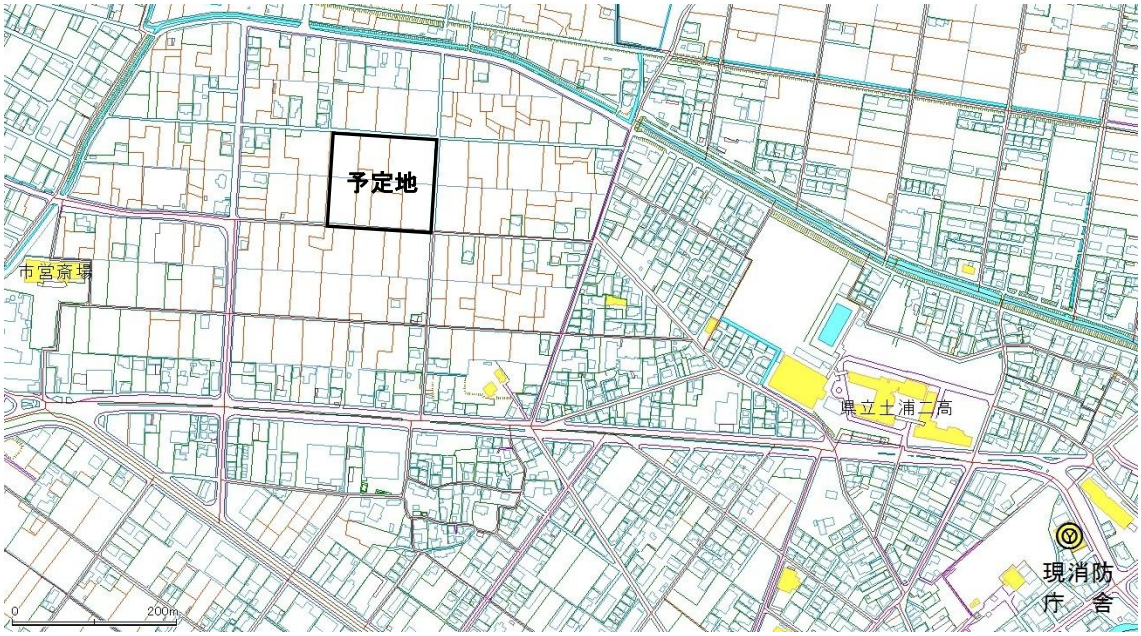

（２）建設予定地と周辺環境

建設予定地は、現在の消防本部・土浦消防署庁舎から西北西約 0.9Ｋｍの地点にあり、市街化調整区域であるが市街化区域に隣接している。また、土浦市都市計画マスタープランでは、農業・田園環境ゾーンに位置付けられている。

進入道路については、新たに整備される市道Ⅰ級 17 号線に面しており、県道小野・土浦線に接続される。

建設予定地の選定には次の要件を検討した。

① 現在の署所配置が理想的であることから土浦消防署を併設する新消防庁舎は、現在地に近接していること。

② 市街地に隣接し交通アクセスのよい場所であること。

③ 基本構想に示したとおり敷地的に 12,000 ㎡から 15,000 ㎡であること。

（３）敷地概要

敷地面積、用途指定等は次のとおり。

敷地面積	12,000 ㎡～15,000 ㎡
都市計画地域	土浦・阿見都市計画地域
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	６０％
容積率	２００％
防火地域	指定なし
その他	埋蔵文化財包蔵なし

３－２　配置計画

新庁舎の規模、構成、ゾーニングは、以下の内容で構成する。

○　敷地面積　　12,000 ㎡　～　15,000 ㎡

○　庁舎面積　　4,000 ㎡　～　5,000 ㎡

○　付属建物　　訓練塔、備蓄倉庫等

（１）敷地ゾーニング

敷地のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し施設配置及び接道等周辺環境との整合を図る必要がある。

○　緊急車両と来庁者車両の動線を極力離し、交錯しない様にする。
○　緊急車両の出動動線は、速やかに出動できる様にする。
○　緊急車両の出動動線が、震災などにより通行不能となった際に、代替となる動線が確保できる様にする。
○　来庁者用駐車場・駐輪場と庁舎玄関をできる限り近接する様にする。
○　玄関アプローチの人車分離を明確にする。

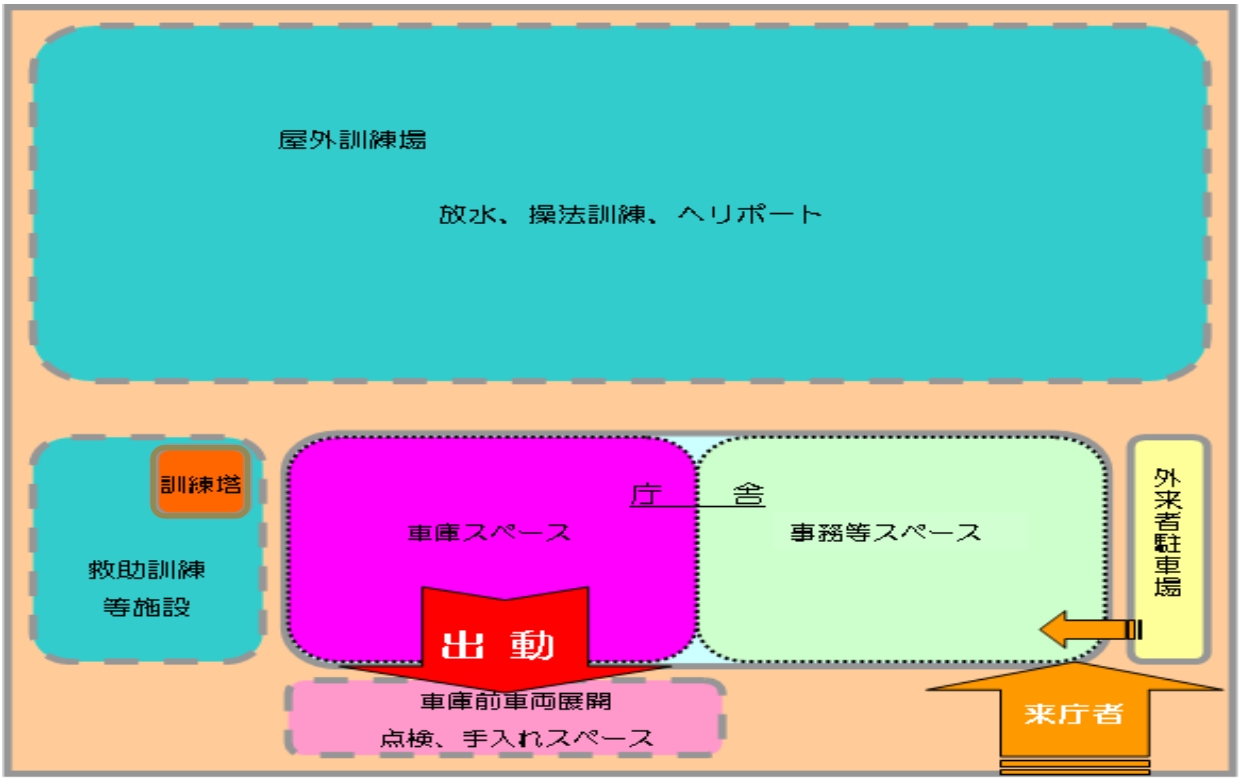

敷地ゾーニング案

（２）庁舎ゾーニング

庁舎のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し、来庁者、平時の職員、緊急時の職員が互いに行動を妨げない様に整合を図る必要がある。

- ○ 来庁者の動線は、職員の動線に妨げられることなく、できる限り短距離で目的の施設に到着できる様にする。
- ○ 平時の職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務ができる様、主として職員の利用を想定した廊下・階段とする。
- ○ 緊急時の職員の動線は、出動するにあたっては事務室、仮眠室又は訓練施設から速やかに出動できる様にする。
- ○ 緊急時の職員の動線は、来庁者の動線を避ける様にする。また、帰署するにあたっては、救急車等感染防止の処置が必要な部隊と、その他の部隊の動線を分けて行動できる様にする。

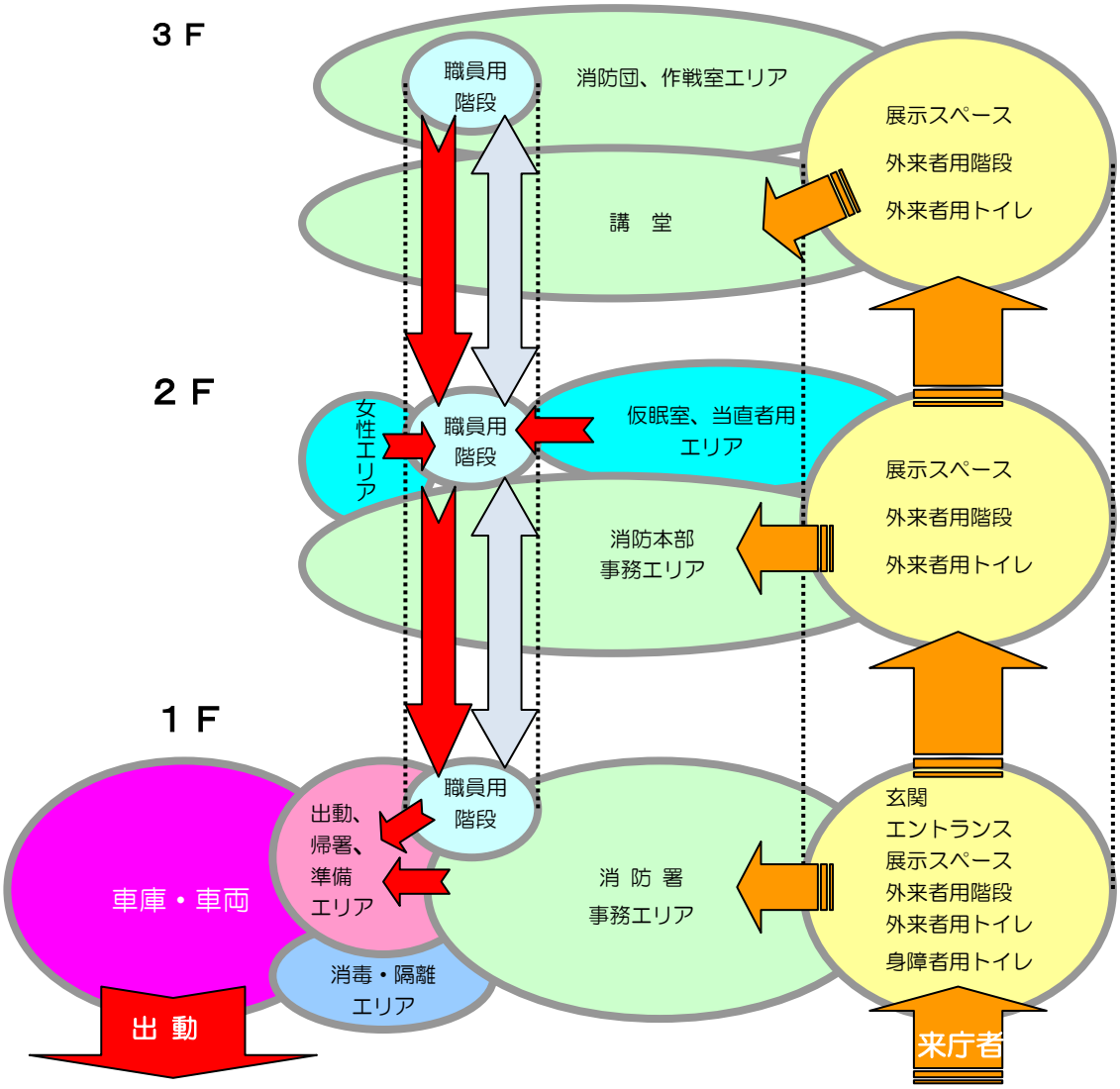

庁舎ゾーニング案

３－３　構成施設計画

区　　分		諸室等
庁舎建物	消防本部	消防長室、次長室、消防団長室、消防団本部室、事務室、情報管理室、会議兼研修室、外来者打合せ室、男性更衣室、女性更衣室、本部食堂・休憩室、湯沸し室、資機材庫、作戦本部室、指令端末室、書庫、物品庫、非常用品庫、防火衣収納庫、大会議室・講堂、印刷室、展示スペース、資料・図書室
	消防署	署長室、事務室、湯沸し室、受付、書庫、会議室兼研修室、市民相談室兼外来者打合せ室、食堂・厨房、男性用休憩室、トレーニング室、洗濯・乾燥室、消防隊男性仮眠室、救急隊仮眠室、女性用スペース(仮眠室・洗濯室・浴室・脱衣室)、防火衣着装室、救急消毒室、医療廃棄物保管庫、救急用備品庫、男性シャワー脱衣室、洗面所、リネン室、車庫、消防資機材庫、救助資器材庫、危険物保管庫、車両整備所、車両関係資機材庫、工作室(機械整備室)、空気充填室、ボンベ保管庫
	共有部	電気室、ペーパーリサイクル室、ポンプ室、ボイラー室、共有部分、エントランスホール、給湯室、男子便所、女子便所、身障者用便所、職員用出入り口、通信機械室
付帯施設	訓練施設	訓練塔Ａ 、耐熱耐煙迷路訓練室、縦穴訓練・隧道訓練・地下訓練・横坑救助訓練室、高層建物対応訓練室、消火訓練室兼防火管理業務講習実習室、訓練塔Ｂ、低所進入訓練スペース、潜水訓練用プール、防火水槽及び訓練用水兼用施設、救助訓練施設（訓練塔Ａ．Ｂの敷地を含む)、屋外訓練場
	その他の施設	ヘリコプター離発着場、車両転回スペース、来庁者用駐車場、駐輪場、ごみ置き場、自家用給油所、飲料水兼用型貯水槽、耐震性貯水槽、市民体験コーナー、本部車両車庫、救助隊倉庫、非常用備蓄倉庫兼消防団資器材倉庫、非常用備蓄倉庫兼物品庫、案内掲示板、国旗等掲揚塔、県防災無線パラボナアンテナ、無線塔、井戸

３－４　各室の計画

（１）庁舎棟（消防本部・消防署）

庁舎棟の車庫以外の部分については、消防本部及び消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づき検討します。

（ア）消防本部

諸室名称		用途など
1	消防長室	・消防長の執務室及び応接室として使用する。 ・執務机、６名程度の応接が可能な家具類、キャビネット等を整備する。 ・小会議室を近接して整備する。
2	次　長　室	・本部事務スペースに含め設計時はパーテーション間仕切りを考慮する。 ・消防次長の執務室及び応接室として使用する。 ・執務机、６名程度の応接が可能な家具類、キャビネット等を整備する。
3	消防団長室	・消防団長の執務室及び応接室として使用する。 ・執務机、６名程度の応接が可能な家具類、キャビネット等を整備する。
4	消防団本部室	・消防団幹部の執務室、本部員以上３０人の会議を実施できる広さとする。 ・所要の備品類を整備する。
5	事　務　室	・消防本部職員の執務及び来庁者対応用として使用する。 ・事務室はレイアウト変更が容易にできるよう、OA フロアとする。
6	情報管理室	・支援情報システムの入出力、人事管理部門管理サーバーの設置及び執務室として使用するものとし、セキュリティ機能を保持する。
7	会議兼研修室	・本部の各種会議、研修用の室として使用する。24 名程度の利用を想定する。 ・会議用いす・机等の備品を収納できる倉庫を配置する。
8	外来者打合せ室	・市民相談、調書作成聴取、打合せ等の室として使用する。 ・災害等に関する情報を関係者から聴取するための室として使用する。
9	男性更衣室	・本部の男性職員の更衣室として使用する。 ・30 人程度の使用を想定する。
10	女性更衣室	・本部の女性職員の更衣室として使用する。 ・5 名程度の使用を想定する。
11	本部食堂・休憩室	・本部職員が非常時に食事をする食堂。10 人程度が同時に使用できる広さとする。 ・簡易的な調理ができるキッチンセットを整備する。 ・本部休憩室（非常用仮眠室として 6 人程度が就寝可能な和室）を付属整備し，寝具を整備する。

（ア）消防本部（続き）

諸室名称		用途など
12	給湯室	・本部の事務室に近接設置する。
13	資機材庫	・本部の事務用品、資機材及びその他の物品の保管場所として使用する。
14	作戦本部室	・災害発生時、本部の災害対策室として使用する。市災害対策本部及び関係機関との連携の取れる通信設備を整備し、市災害対策本部のバックアップ機能を備える。 ・各種の機器配線スペース確保のため OA フロアとする。
15	指令端末室	・共同指令センターからの指令の受信、土浦市内の災害に対する指揮隊バックアップ、情報処理、県防災ネットワークの受信、及び災害時の各種事務処理を実施する。 ・共同指令センター障害時の市内 119 番受令室としても使用する。 ・各種の機器配線スペース確保のため OA フロアとする。
16	書　庫	・消防本部の保存文書及び台帳等の保管に使用する。 ・配置に際しては、スペースの有効活用に努め、可動式書架を収納できるよう床の耐荷重を設計する。 ・各種資料等の共有化を図り、事務効率化及び職員のレベル向上のため、資料等を一括管理し、必要な時にいつでも閲覧できるように設置する。
17	物品庫	・資器材庫と兼用する
18	非常用品庫	・震災時の資機材等の収納室として震災対策用資器材庫を設ける。 ・大災害時の応急救護用資機材、非常食料等の非常用品の保管場所として使用する。
19	防火衣収納庫	・本部職員の防火衣等を収納する。署防火衣着装室を共用する。
20	大会議室・講堂	・本部及び署の各種行事、研修、市民の講習等に使用する。 ・可動間仕切りにより、屋内訓練場としても使用するほか、大災害発生時の臨泊用としても使用する。 ・会議用いす・机等の備品を収納できる倉庫を配置する。 ・作戦本部室のバックアップ機能を考慮しＯＡフロアとする。
21	印刷室	・印刷機、裁断機、丁合機等を置き、文書作成に使用する。コピー機設置も検討する。
22	展示スペース	・エントランス、通路部分を活用する。 ・来庁者、市民への広報用品を掲示する。
23	資料・図書室	・資料の共有化、職員のレベル向上を図る。

（イ） 消防署

諸室名称		用途など
1	署　長　室	・署事務スペースに含め設計時はパーテーション間仕切りを考慮する。 ・消防署長の執務室及び応接室として使用する。 ・執務机、６名程度の応接が可能な家具類、キャビネット等を整備する。
2	事　務　室	・消防署職員の執務室及び来庁者対応用として使用する。 ・事務室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とする。 ・事務室はレイアウト変更が容易にできるよう、OA フロアとする。
3	給湯室	・事務室に近接設置する。
4	受　付	・来客等受付、案内のためのスペースとして使用する。
5	書　庫	・消防署の保存文書、及び査察台帳等を保管する。 ・事務室に接して配置し、可動式書架を収納できるよう床の耐荷重を設計する。
6	会議兼研修室	・署員の会議及び研修等に使用する。 ・会議用いす・机等の備品を収納できる倉庫を配置する。
7	市民相談室兼 外来者打合せ室	・市民相談、調書作成聴取、打合せ等の室として使用する。 ・災害等に関する情報を関係者から聴取するための室として使用する。 ・間仕切り壁は遮音性能を有する構造とする。 ・事情聴取等に使用する室は、周囲から目立ちにくい場所に出入口を配置する。 ・市民の相談を受けるスペース
8	食堂・厨房	・署の職員４０名程度の食堂及び調理室として使用する。
9	男性用休憩室	・食堂に付属する。 ・労働安全規則に基づき、職員の休養スペースとして使用する。 ・非常災害時及び増強警備等により増隊した消防隊や救急隊等の仮眠室並びに通常時の休憩室として利用する。
10	トレーニング室	・雨天、夜間時の消防訓練及び職員の体力練成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用する。 ・訓練により容易に破損しない内部構造とするとともに、弾力性かつ安全性が充足されているものとする。
11	洗濯・乾燥室	・消防活動等により汚れた防火衣、衣類、資器材（潜水用スーツ等）をすぐに洗濯できるように、車庫およびシャワー室エリアに近接して設ける。 ・洗濯機パン・乾燥機台を設置するものとし、室全体を乾燥室として使用できる構造とする。
12	消防隊男性 仮眠室	・消防隊員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する。 ・原則として、個室または準個室タイプとする。 ・原則として仮眠室は階段室に接近させ出動動線に配慮する。 ・床は、歩行時騒音の少ない材質を使用する。

（イ） 消防署（続き）

諸室名称		用途など
13	消防隊男性仮眠室（続き）	・壁及び建具は、外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを採用する。 ・車庫に達する動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとする。 ・扉は、開閉時に音がしないものを採用する。 ・照明は、通信端末室又は受付からも強制点滅が可能な方式とする。
14	救急隊仮眠室	・救急隊員の仮眠室として使用する。
15	女性用スペース（仮眠室・洗濯室・浴室・脱衣室）	・女性救急隊及び消防隊員用のスペースとして使用する。 ・プライバシー保護のため、女性用施設を１か所にまとめて整備する。 ・仮眠室兼更衣室、休憩室、洗濯室、ユニットシャワー、脱衣室、洗面所及び便所を設ける。
16	防火衣着装室	・出動時防火衣を着装するスペース。防火衣収納庫及び出場指令書の受信設備を備える。 ・着装室を設け、回転式の防火衣収納ロッカーを設置する。 ・迅速に出動するため、車庫に隣接して配置する。 ・着装時における隊員相互の接触を避けるため、広い着装スペースを確保する。 ・防火着装中の隊員も指令番地の確認ができるよう大型モニターを設ける。
17	救急消毒室	・救急隊員や資器材の消毒室として使用する。 ・救急出動で使用した資機材の洗浄と消毒を行う。 ・救急隊及びPA連携により感染の疑いがある傷病者に対応した職員と、来庁者や職員との接触を避け、汚染された疑いのある衣服や資器材を一時的に収容するための設備を設置する。 ・入口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる仕組み（例：肘や足を使う、自動ドア等）とするなど、作業性に配慮した構造とする。 ・二槽式流し台とし、一槽は深型で、手洗い及び血液や汚物等で汚れた資器材を洗浄でき、他の一槽は、消毒剤を浸し、消毒できる仕様とする。 ・感染性廃棄物を収納する専用容器を設置する個所を設ける。 ・洗浄した資器材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設ける。 ・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機、乾燥機を設置する ・ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置する。 ・ストレッチャー洗浄部分に排水口を設置する。 ・救急車の駐車位置に隣接させ、車庫及び廊下の両方から直接出入りできるものとする。 ・無人時は紫外線殺菌灯に自動で切り替え可能とする。 ・除染用にユニットシャワー１基を設置する。

（イ） 消防署（続き）

諸室名称		用途など
18	医療廃棄物保管庫	・医療廃棄物の保管庫
19	救急用備品庫	・救急資機材の管理収納室として使用する。 ・救急消毒室に隣接して設置する。 ・天井を張り換気設備を設ける等、衛生面に配慮した構造とする。 ・５人程度の救急訓練ができるスペース及び設備を配置する。 ・薬品、包帯その他救命処置用器具の倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できるように配慮する。 ・エチレンオキサイドを扱うため、労働安全衛生法の基準に準拠する。
20	男性用シャワー・脱衣室	・消防活動、訓練後等、交替制勤務員の入浴室として使用する。 ・消防活動後すぐに入浴できるよう、できるだけ車庫に近接して設け、消防活動による汚れを庁舎内に持ち込まないよう配慮する。
21	洗面所	・男性脱衣室内に設置を検討する。
22	リネン室	・仮眠室ベッドのシーツ、布団カバー等の保管及びシーツ回収箱置場として使用する。
23	消防資機材庫	・消防活動用資機材及びホース等を保管するスペースとして使用する。 ・緊急車両車庫に隣接させ、資機材の搬出入が容易に行える開口を設ける。 ・物品保管用に強固な構造の棚を設ける。 ・天井スラブ付近は、ボート置場等資材を保管できるものとし、その搬出を容易にできる設備（ホイスト等）を設置する。 ・備蓄品搬出入の際、車両が近づける位置に設ける。 ・廊下からの出入口とは別に車両の寄り付きが可能な外部搬出入口を設ける。 ・各壁面に棚を設置する。重量物を保管するため強度を十分取る。 ・換気設備等を設ける。
24	救助資器材庫	・救助出動時に必要な資器材保管庫 ・出場時必要に応じて車両積載できるよう、車庫に近接設置する。 ・潜水用スーツ、化学防護服等はハンガーにて保管できるような設備を設置する。
25	危険物保管庫	・車両の潤滑材、整備用油脂、チェーンソー・エンジンカッター等の燃料保管庫として使用する。
26	車両整備所	・車両の整備を実施するスペース ・ピットを設ける
27	車両関係資機材庫	・予備タイヤの保管等車両関係資器材庫として使用する。 ・タイヤラックを設置する。

（イ）　消防署（続き）

諸室名称		用途など
28	工作室（機械整備室）	・車両整備所に設置する。 ・消防車両整備用の工作台及び車両積載品の収納スペースとして使用する。
29	空気充填室	・消防隊が災害出動及び訓練で使用した空気呼吸器の空気ボンベを充填するための高圧ガス充てん施設を整備する。
30	ボンベ保管庫	・空気充てん室を区画して設置する。 ・空気呼吸器用ボンベ、救急用酸素ボンベ等の保管室として使用する。

（ウ）共有部

諸室名称		用途など
1	電気室	・空調機、冷凍機及び換気扇用ファンの設置場所として使用する。 ・庁舎の受電盤、変電設備の設置場所として使用する。 ・発電機の設置場所は、浸水防止を考慮し屋上設置を検討する。 ・発電設備の燃料備蓄量は 72 時間分（3 日間）とし，燃料補給を行うことにより 168 時間（１週間）以上の機関運転可能時間を確保する。 ・各階幹線ルートは二重化を図り，電力供給における信頼性を向上させる。
2	ﾍﾟｰﾊﾟｰﾘｻｲｸﾙ室	・古紙を一時保管するスペースとして使用する。
3	ポンプ室	・屋内消火栓ポンプ及び揚水ポンプ等のポンプ室。
4	ボイラー室	・ボイラ―設置室 ・屋上設置を検討
5	共有部分	・廊下、階段、エレベーター、玄関等　手すりを設け、人感センサー付照明を考慮する。
6	エントランスホール	・庁舎の入口及び展示スペースとして使用する。
7	給湯室	・本部、署事務所以外の階に設置する。
8	男性便所	・各階配置する。 ・人感センサー付照明とする。 ・防火衣着用時にも緊急車両車庫よりそのまま利用可能なように計画する。 ・職員用と市民対象を分離する。
9	女性便所	・各階配置する。 ・人感センサー付照明とする。 ・防火衣着用時にも緊急車両車庫よりそのまま利用可能なように計画する。 ・職員用と市民対象を分離する。
10	身障者用便所	・多目的トイレ（オストメイト・ベッド他）を設ける。 ・多目的トイレに呼出用押しボタンを設け、受付又は指令端末室の複合防災盤に組込まれたトイレ呼出受信機に警報表示を行う。
11	職員用出入り口	・来庁者との動線区別のため、職員の出入り口として使用する。
12	通信機械室	・消防・救急無線、市防災無線、電話交換機等の機器を設置する室として使用する。
13	廊下	人感センサー付照明を検討する。

（２）庁舎棟（車庫）

庁舎棟の車庫部分については、消防本部及び消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づき検討します。

諸室名称	用途など
車庫	・緊急車両を保管する場所として使用する。 ・出場隊員を分散するため、二方向から車庫に至る動線とする。 ・車庫の高さは、梁下で 5m 以上確保する。 ・消防車両と内壁面間には、出場動線を確保する。 ・地震時の揺れで車両と壁や柱、車両相互がぶつかり破壊されることのないよう十分な間隙を確保する。 ・災害出場を安全かつ容易にできるよう前面道路と車庫との間に空地スペース（水槽付消防ポンプ自動車全長程度）を設ける。（4-2 車両転回スペース） ・緊急車両の位置を明確にするため床面に区画線（白線）を引く。 ・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。 ・車庫扉は常時閉鎖でも採光可能で、外部から消防車両を視認できるタイプのものとする。 ・車両出入り口にシャッター等を設ける。 ・シャッター等は、車両等感知センサーによる誤作動防止及び故障時・停電時に容易に開放できる機能を付加し、遠隔操作ができるものとする。 ・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設ける。 ・災害対応用資器材収納スペースを設ける。 ・車両積載品の交換等、作業用スペースを設ける。 ・車庫前面には、出動時の動線（車路）利用の他、車両展開、点検、洗車スペース等を設ける。 ・救急車出入口のシャッターは、外部からリモコン操作が可能なものとする。また，救急自動車専用車庫も検討する。

車庫に収容する車両は、本部及び署別に下記のとおり計画します。

諸室名称		用途など
1	車庫（本部）	本部所属の車両は 10 台とする。 なお、通常の車両で算定する。
2	車庫（署）	消防署の緊急車両は予備車両を含み、ポンプ車(水槽付を含む)4、はしご車 2、救助工作車１、救急車 2、指令車等 3、資材搬送車１の計 13 台とする。 　地震動による車庫の壁・柱及び他の車両との衝突防止並びに出動時の活動空間確保を考慮し、車両と柱・壁間及び車両相互間隔を 1.5m、車両後部と柱・壁間 3.0m、大型車両の車両幅を 3.0m、その他の車両幅を 2.75m 以上、車両長最大 15mとする。

（３）訓練塔

消防隊員として必要な警防技術を練磨するため、実戦に近い火災防御・検索救助等の訓練が可能な施設を設け、併せて市民対象の研修を実施できる機能を整備する。

冬期間や荒天時にも平面的な訓練を実施できる機能を整備する。

救助技術訓練，火災防ぎょ訓練等の実施できる施設を設ける。

以上の施設として下記の施設設置を検討する。

諸室名称		用途など
1	訓練塔 A	・6 階建、高さ 20 メートル程度の塔 ・救助訓練に使用するほか、各階を訓練施設等に有効利用する。 ・ホースリフター付のホース乾燥室を付帯する。 ・訓練棟各階開口部（窓等）の上部には、アンカー(引っ張り強度 5 トン以上)を設ける。 ・訓練棟各階及び各室のすべて柱等には、コーナーガード等の保護材を設ける。 ・訓練棟各階及び各室には、すべて防水処理及び防かび対策を施す。 ・すべてのバルコニー及び廊下に設ける手すり等の上部には、欠損防止用の金具を設ける。 ・屋内階段及び屋外階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設ける。 ・訓練棟の各室の床材は、すべりにくいものとする。
2	耐熱耐煙迷路訓練室	・火災現場の熱気や濃煙を想定した訓練を行う。可動パーテーションにより迷路の設定が可能な施設とする。
3	縦穴訓練・隧道訓練・地下訓練・横坑救助訓練室	・マンホール等での事故を想定した進入訓練を実施できる施設を設置する。 ・訓練室の内部パーテーションを可動式にし、各対象物に想定できる施設とする。
4	高層建物対応訓練室	・高所進入、高所火災、高所救助等の訓練を実施できる施設とする。
5	消火訓練室兼防火管理業務講習実習室	・ガスコンロ火災等の消火訓練ができる施設とする ・消防用設備等の機器を設置し、市民の防火管理、自衛消防業務等の資格取得講習等に使用する。
6	訓練塔 B	・訓練棟各階開口部（窓等）の上部には、アンカー(引っ張り強度 5 トン以上)を設ける。 ・訓練棟各階及び各室のすべて柱等には、コーナーガード等の保護材を設ける。 ・訓練棟各階及び各室には、すべて防水処理及び防かび対策を施す。 ・すべてのバルコニー及び廊下に設ける手すり等の上部には、欠損防止用の金具を設ける。 ・屋内階段及び屋外階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設ける。 ・訓練棟の各室の床材は、すべりにくいものを使用する。

（３）訓練塔（続き）

諸室名称		用途など
7	低所進入訓練スペース	・ドライエリア状の地下空間に地上から進入する訓練を行う施設とする。
8	訓練用水兼用潜水訓練用プール	・潜水訓練用プール、消防訓練用水を兼ねた施設　水深５ｍ以上を確保する
9	救助訓練施設訓練塔Ａ・Ｂの敷地を含む	・救助活動の基礎技術である、障害突破訓練を実施するのに必要な面積。全国消防救助技術大会の規定に基づくものとする。 ・訓練塔Ａ、Ｂおよび煙道、高塀を配置する。
10		・救助活動の基礎技術である、ロープ渡過、ロープブリッジ救出訓練を実施するのに必要な面積。全国消防救助技術大会の規定に基づくものとする。
11	屋外訓練場	・消防活動の基本、操法訓練と放水訓練ができるスペースを確保する。
12	火災原因調査室	・火災原因等特定のため、分析等を行う。原因調査用資機材の収納室としても使用する。
13	火災調査実験分析室	・訓練棟の消火訓練室を使用する。 ・火災原因特定のため、鑑識・鑑定結果を証明するための実験及び出火に起因するような機器の燃焼実験を行う。

（４）市民訓練施設

市民訓練施設として、119 番通報、避難体験等ができる施設を整備するほか、訓練塔に設ける耐熱耐煙迷路訓練室及び消火訓練室兼防火管理業務講習実習室を活用する。

（５）防災備蓄倉庫

非常用備蓄資機材を本部非常用品庫、消防団資器材倉庫保管に分け保存するほか、署の物品を保管するスペースとして使用する。

（６）消防操法訓練場

消火活動の基本となる消防操法訓練及びその訓練成果を市消防団員が競う土浦市消防ポンプ操法競技大会を実施できる訓練場を整備する。

※　消防操法は、消防操法の基準（昭和４７年消防庁告示第２号）によって消防職員や消防団員の訓　練における消防用機械器具の取扱い及び操作の基本を定め、火災防ぎょの万全を期することを目的に制定された。

土浦市では毎年夏に土浦市消防ポンプ操法競技大会を実施している。また、茨城県消防ポンプ操法県南北部地区大会（土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市）、茨城県大会、全国大会（隔年開催）も実施され、消防団員の技術向上に寄与している。

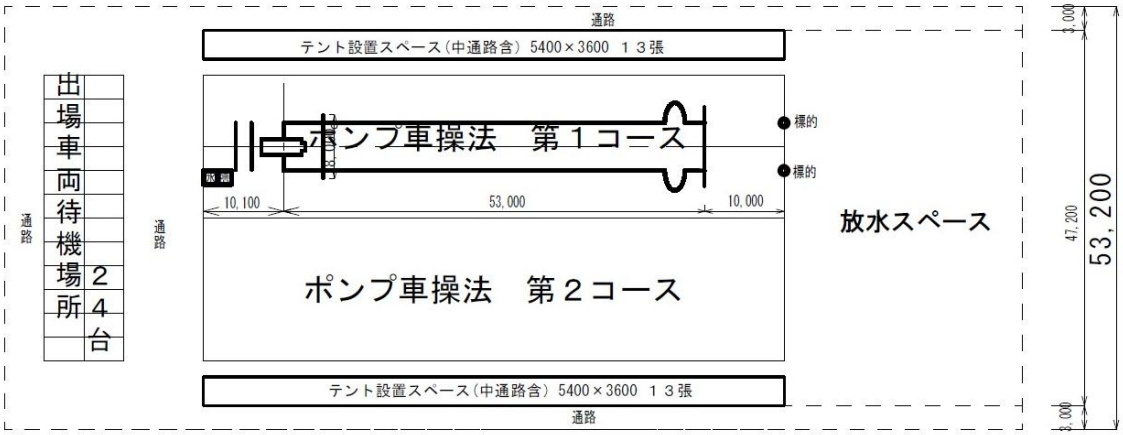

（７）来庁舎用駐車場・駐輪場

来庁舎駐車場及び駐輪場は，施設利用者の利便性を考え敷地及び建物形状から施設運営上支障のない台数とし，緊急車両の交通動線と分離するよう計画する。

・車椅子対応駐車場を高齢者，障害者の移動の円滑化の促進に関する法律に基づき設ける。
・来庁舎用駐車場及び駐輪場は，庁舎玄関に近い場所に設ける

（８）ヘリコプター離発着場

飛行場外離着陸場として整備し、屋外訓練場の一部を離発着場として利用する。なお、設置場所に制限があるため注意を要する。

（９）その他の施設

その他の施設として下記の施設設置を検討する。

諸室名称		用途など
1	自家給油設備	・地震、台風、水害等の大規模災害発生時、初動時における消防車両用の燃料を確保するため、自家用給油施設設置する。消防本部、消防署及び各署所の消防車及び救急車が１週間活動できる容量とする。
2	飲料水兼用 耐震性貯水槽	・災害時の飲料水の確保のため、飲料水兼用型貯水槽１００ｔを設置する。
3	耐震性貯水槽	・近隣の火災、非常時の消火用水確保のため耐震性貯水槽４０ｔを設置する。 平時は火災防御訓練に使用する。
4	救助隊倉庫	・救助訓練に必要となる資器材の保管庫。
5	非常用備蓄倉庫兼 消防団資器材倉庫	・非常用備蓄資機材を本部非常用品庫、署物品庫保管に分け保存するほか、消防団が使用する資器材、水防資器材を保管する倉庫。
6	案内掲示板	・各種案内掲示板
7	国旗等掲揚塔	・国旗等掲揚塔
8	県防災無線 パラボラアンテナ	・茨城県防災システム用パラボラアンテナを移設、設置する
9	無線塔	・デジタル無線対応型無線塔を整備する。 ・高所カメラの設置場所としても使用する。
10	井戸	・災害対応の非常用井戸を設置する。

（10）一般事項

・ 敷地内及び庁舎内において出動時に来庁者と職員の接触・衝突事故等の防止に十分配慮したスペースの確保と動線区分に配慮する。
・ 災害出動の動線上のドアは、出動に際して支障とならないようバーハンドル付外開き又はスライド形式とし、常時、内外部が確認できるようにする。
・ 出会いがしらの事故を避けるため、要所にミラーを設置する。
・ 廊下及び階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ余裕のある計画とする。
・ 階段の踊り場には、転回補助用の円柱を設け、出動時の迅速な行動を可能にする。
・ 来庁者の行動範囲を制御するため、来庁者利用のパブリックスペースと署員のみが使用する当直スペースを明確に区分する。（壁や床面塗装の色分けなど）
・ 出入口等のセキュリテイ対策を十分に講じる。
・ 大規模災害発生時に迅速かつ十分な受援体制が確保できる敷地や建物の構造及び設備とする。
・ ユニバーサルデザインを基本とし、見学コースの設置等親しみやすく安心感を与える庁舎とする。
・ 階層に関わらず、エレベーターを設置する。
・ エレベーターはストレッチャーが収容できる大きさとする。
・ 環境負荷を少なくするための省エネルギー対策に配慮し、新エネルギー資源の活用を積極的に図る。
・ ペアガラス、屋上緑化、太陽光発電や雨水及び再生水等の技術を利用する。
・ 排水は自然流下を原則とするが、緊急時の利用に配慮して、地下に貯留槽を計画する。
・ 給排水設備については、災害時の緊急時利用に配慮した計画とする。
・ 雨水をトイレの洗浄、散水、洗車水、冷却塔補給水、消防訓練（消火訓練・放水訓練等）に利用し、施設規模に適した貯水量を確保する。
・ フロア案内及び室名サインなどを適切に設置する
・ 館内放送設備は、停電時にも緊急放送が可能なように，非常電源内蔵型アンプとする。
・ 館内地区別放送が可能なようにルート分けを検討する。
・ 近隣住民への配慮のため、スピーカーに個別音量調整スイッチを設ける。
・ 開放感に満ちた雰囲気が出せるよう方位や窓等の採り方に配慮する。
・ 同時に近隣住家のプライベートに配慮して方位や窓等の採り方に配慮する。
・机のレイアウトは来庁者に背を向けないよう配慮する。